

オランダ連合東インド会社と日本貿易

—Generale Missiven 誌 號— (1)

栗 原 福 也

一六一七年八月二二日、マデルブルフで開催されたオランダ連合東印度会社の一七人重役会で決議され、同年一月三日、総督マウリツ

ト連邦議會議員によつて 誓詞された Ordonnancie en Instructie voor
den Gouverneur-Generaal en de Raden van India(マム総督や評議員への布告と訓令) の第三二一条にはつるのような規定がある。すな

わち「毎年、インダの状態について完全な報告をなすべある……貿易と戦争の事業について、とりわけ各地で実施され推進されているキリスト教、学校その他の普及について、如何にまたどの程度に成功を収めているかを知ることであるように、またそれらの事柄の状態に応じたあらゆる詳細な命令を与えることができるよう」⁽¹⁾と。こうして一般に

General Missiven (一般報告書、あるいは一般政務報告書) と呼ばれ

るようになった文書は、東インド総督と評議員によって共同で執筆され署名され、東インド会社の一七人重役会に送られたものである。⁽²⁾

東インド会社設立当初、東インドから本国への報告は毎年アジアに派遣される船団の司令官によつて行なわれた。一六一〇年ピーテル・ボットが初めて東インド総督に任命され(一六一〇—一四年)、続いてヘラルト・レインスト(一六一四—一五年)、ラウレンス・レアール(一六一五—一九年)がその後継者に任命されると、報告書はこれらの総督によって書かれ、各カーメルに送られるようになつた。前述のように、一六一七年の改正によって、報告書の執筆には総督のほか評議員が加えられ、また宛先もカーメル宛から会社重役会宛に代えられたのである。

オランダの連合東インド会社はジャワ島のバタヴィアに総督府を置

き、ここを拠点として、アジア各地の貿易港に設けた多数の城塞や商館に商船を派遣して貿易を営み、さらにこれらの城塞・商館から絶えずその地方の政治情勢や商況を総督府に送付させていた。総督と評議員は原則として一年に一度これら的情報をまとめて一般報告書を作成し、これに決算書を付して本国の東インド会社重役会に送ったのである。

一般報告書の原本は現在ハーリー市立中央文書館に保存されているが、前ユトレヒト大学植民史教授W·P·H·コールハース博士により各冊平均八〇〇頁十巻の史料集としてその刊行が開始され、現在七巻まで刊行されている。(オランダの国史文献刊行会叢書、第一〇四、一一一、一二五、一三四、一五〇、一五九、一六四⁽³⁾)。コールハース博士によれば、一般報告書の原本は全体でフォリオ版一二万ページに及ぶ恐るべき膨大な分量であって、十巻の浩瀚な史料集をもつてしても収録された分は原本の一六分の一に過ぎない⁽⁴⁾。

さて以下においてコールハース博士編纂の史料集、第一巻所収の一般報告書のうちから、日本に関する部分を選んで(一六三三年二月八日、同年八月十五日、一六三四年八月十五日、一六三五年一月八日、一六三六年一月四日)拙い翻訳を試みた。これらの部分は平戸・長崎商館の日記とりわけバタヴィア城日誌などに基づいて書かれたものであろうから、両者の記述が重複していることは当然であろう。にもかかわらず、一般報告書がわれわれの興味を唆るのは、一、分量の多い平戸・長崎商

館の日記や商館からの報告などを、バタヴィアから本社への一般報告という観点から選択し要約していること、二、オランダ東インド会社のアジア貿易全体像の中で日本貿易の占めた地位とウェイトを推測しうるのではないかということ、三、本社重役会のメンバーに、日本に関する情報がまざとのような姿をとって伝わったなどを知ることができることからである。

試訳を一六三三年二月八日の一般報告書から始めて、それ以前の分を省略したのは、前年一月一二日の江戸幕府の閑老会議をもつてタイオワン事件による五年にわたる日蘭紛争が解決し、会社の日本貿易が再開されたのが一六三三年であり、この年はまた徳川幕府による鎖国体制(キリストン禁令、日本人の海外渡航禁止、ポルトガル人の追放、対オランダ貿易への制限強化など)がはつきりと形をとるものとも興味ある時期だからである。

訳文中、「省略」とあるのは編纂者コールハース博士自身が省略したか、すでに他の史料集に収録されているために省略された部分である。またカッコ内は文意を明瞭にするために訳者が挿入したもので、原文のカッコは……で示した。なお拙訳にあたって、『平戸オランダ商館の日記』、『オランダ商館長日記』、『バタヴィア城日誌』(注⁽⁵⁾参照)を参考させて頂いた。

(1) Plakaatboek I , p. 38.
 Generale Missiven van Gouverneurs-Generaal en Raden aan Heren

XVII der Verenigde Oostindische Compagnie, Deel I:1610-1638, uitgegeven door Dr. W. Ph. Coolhaas, 's-Gravenhage, Martinus Nijhoff,

1960 (Rijks Geschiedkundige Publicatiën), p. VII.

第1卷 (Deel I) 参照⁽²⁾。Deel II:1639-1655 (1964), Deel III:1655-1674 (1968), Deel IV:1675-1685 (1971), Deel V:1686-1697 (1975),

Deel VI:1698-1713 (1976), Deel VII:1713-1725 (1979).

Deel I , p. XIII

『平戸カラハナダ商館の日記』第一一四輯、永積洋子訳、岩波書店、『長崎カラハナダ商館の日記』第一一一輯、村上直次郎訳、岩波書店、『オランダ商館長日記』原文編・訳文編各三卷 (『日本関係海外史料』)、東京大学史料編纂所編、東大出版会、『バタヴィア城日誌』村上直次郎訳注、中村孝志校注、東洋文庫、三巻、平凡社。

(6) タイオワン事件については『平戸カラハナダ商館の日記』第一輯、ことに「ざしがわ」参照。

今朝、同封の貴方がた（十七人の重役などを指す）宛報告を余社のバンタム通いの護衛船ネグペトナントで（バハタム）発送し、尊敬すべくイギリス（東イニシア）余社の（バハタム）商館長ボーア氏⁽³⁾により、彼の本社の手を通じてあなた方に回送されねばうにした。そのあとで、神の恩寵により、今日の午後、ブレマンス（タイオワン）長官が購入し派遣したタイオワンからの早船ブレイデ・ボーレスハッフ（轟轟）（轟轟）と名づけられたシナ船で、日本にあるわれらが船舶、資本、乗組員が完全に解放され自由を与えられるという喜びしき知らせが届いた。このことは昨年十一月二二日、江戸の国王（將軍）富庭で決定され、（抑留中の）ネーデルラント人は（前のタイオワン）長官ノイツの犯した過失に関して無関係でありかつ解放されるという賞賛すべく宣告が行なわれ、この待望された結果は旧暦六日平戸に伝えられた。かくしてわれわれは商品を船に積み込む作業に従い、同月二二日平戸で調達された一九〇〇ルピルの銅・種々の必要な材木をヤハト船アレンント⁽⁴⁾、クウスデン号、ケンファーン号に積み終えた。上記三隻の船とともに出発すべく大部分の乗組員は準備を整え、ただ（江戸から平戸への）途上にある司令官ウェーレム・ヤンセンの到着を待つばかりだった。また商館内にはそれ

くハドロック・ブロウホール⁽¹⁾、ユーテル・フラック博士、マールトン・ヒューズハント⁽²⁾、ヤン・ファン・ブルフホル、バタヴィア発、一七三三九年八月（史料集、第一巻、二二六九—二二七一頁）

ぞれに二〇〇〇レアル⁽⁶⁾の価値ある日本のソーマ銀すなわち純良の銀の詰められた二十一個の箱が積まれた。またそれらのほかに、手もとにある一万レアル、そして平戸侯からの債務（侯の投資）もじきに運び込まれるであろうから、さらにおよそ一万乃至一万二〇〇〇ポンド・フレーム⁽⁷⁾が付け加えられることになろう。

われわれの貿易は以前と同じように自由になった。長い忍耐と思いきつてピートル・ノイツ氏の身柄を（日本へ）送ったことは日本人が会社の人々や財産に懷いていた反感や不機嫌をすべて取り除き、かくして日本人は丁重さを取り戻し、甚だ友好的になつたようと思われる。また上記ノイツ氏は公正な待遇のもとで一、三年の監禁を受ける以上の辛い目には遭わないであろうと確信する。すなわちノイツ氏は皇帝（將軍）の閣老の要望により、平戸の奉行らに引渡され、われわれが付き添わせた、会社に勤務し、ノイツ氏とも自由に会える二人の下級商務員に伴なわれている。そして以前会社の商館に置かれていた監視人たちは前述の国王、閣老の命によりノイツ氏の身柄を見張るために置かれている。大村および有馬に監禁されていた人質と大砲と、商品を売つてえられた現金とは長崎で（長く係留されて）損壊したヤハト船エラスムス号⁽⁸⁾で運ばれ、一二月二一日と二二日に平戸へ到着した。その地で死亡したピートル・ヤンセン・マイゼル⁽⁹⁾とノイツ氏の長男の遺体もともに運ばれ、平戸のわが墓地に埋葬された。

われわれは賢明にも三隻のヤハト船が同時に平戸を出帆し、船団を組み、相互に助け合つて海上での危難を切り抜けるようにした。というのも、上記のヤハト船はきわめて長期にわたる係留によつて損壊し傷んでいるからであり、また彼らはシナ（台灣）の海岸すなわちエラスムス湾でヤハト船デル・グース号、カトウエイク号および二隻のジャンク船を率いるブトマンスと出会うように命令を受けているからである。エラスマス湾は近づきやすく、その上この季節に絶えず岸辺にうち寄せる波浪から守られている港をもつ。以上の知らせは、インガイワッティング所⁽¹¹⁾のジャンク船により一二月一一日および二二日づけで、長崎、タイオワンを経て送られたヤハト船の司令官ヤン・ヤコブセン・ボルス⁽¹²⁾、ヨーハント・スハウテン⁽¹³⁾およびピートル・ノイツ氏らの報告によるものである。これらの報告は、さらに多くの書簡・日記・帳簿および自由市民のヤハト船ペーレル号の出航⁽¹⁴⁾からフライ特船ワールモント号がノイツ氏を乗せて昨九月一一日平戸に到着するまで、かの地で生じたことがらの記録とともに……、一二月二二日に発送された。上記のフライ特船ワールモント号の自由市民は彼らの取引を自由になんらの規制も受けず行なつた。生糸の価格は一ピコルにつきおよそ三〇〇テール⁽¹⁵⁾であり、わが國からの積荷は大いに需要があつた。日本からの注文は長いあいだわれわれのもとに届かなかつたし、さらにまた貴方がたのご判断に委ねるという理由によって、（在バタヴィア）のわれわれは日本から出された注文を

支持するので、貴方がたはこれに応えるような注文（の品）を日本に向けて次便でわれわれのもとに送りつけて欲しい。われわれは、多年にわたくつてポルトガル人がうまくやってきたように、今後は危険を蒙らない

ように取引を営んでゆきたい。というのもポルトガル人はもともと良い商品、もともと価値ある商品は船内に置き、船上で商品を売却して代金を受けとるからである。しかし、平戸でそうすることはできない。なぜならわれわれは船を入れて碇泊し、（そのためには）平戸の人々の漕ぎ船の力だけに頼って危険な航路と激しい海流を越え、船を曳航してもらわねばならないということもあって、日本人の完全な統制下に置かれるからである。われわれは平戸の商館が同様の困難に陥って日本人に屈服するのを回避させるようにしなければ、また日本人をよく見張つていなければ、会社に勤務する人たちの人間性は彼らに隸属することになる。わがニーウェンローデ（ナイエンローデ）⁽¹⁶⁾は老い、正氣を失い、疲れ果て、病気と苦痛の中にあるので、彼からも彼の命令によつてもわれわれのもとにそうした状態は報告されなかつたが、次便で会社の業務に携る人々の注文が満たされなければならない。

上級商務員コルネリス・ファン・ナイエンローデ（一六二三年一月下旬—三三年一月、平戸商館長）はその死のまえ、長いあいだ重病でそのうえ精神錯乱に陥り、生涯の最後において主なるキリストをほとんど放棄し、そして、一六三三年一月三一日、二人の日本婦人にそれぞれ産ませた二人の娘を遺して死去した。彼はその生涯において、不忠実な行為あるいは許されない私的な取引で儲けた結果、俸給以外に遺した財産は、正味で、総額三万二三一六・一七・二グルденに達し、当地で競売の結果二万三六〇四・一四・四グルденの額に上つた。そして、ナイエンローデは（会社の）一般規約の遵守に背いて公然と巨額の財産を横領して蓄えたのであるから、その遺産はすべて（会社の）法務局の検察官のもとに取り押さえられ、没収を宣言されて押収された。

〔数行欠落〕

上級商務員ナイエンローデは軟禁が解かれた直後、従来からの慣例に従つて、平戸の外に住む日本人商人たちに、彼が管理している若干の商品の残部を折り合つた値段で販売したが、平戸侯は平戸の貧しい市民に恩恵を与えるとして、前述のすでに販売された商品の四分の一を、平戸のごく並みの、窮迫している商人・市民たちにそれと同じ値段で入手

させるようナイエンローデにはつきりと命じた。

同じく、ナイエンローデは前述の平戸侯によつて、商品やその他の必需品など購入すべき帰り荷の一部を平戸の市民から買い入れるよう強く要請された。

それに加えて、平戸侯は平戸にあるわれわれの委託した商人に会社の船で、平戸侯の計算で、一万グルデンのソーマ銀をタイオワンに輸送し、その地で彼のために生糸と絹織物を購入するように一丁重に辞退しようと努力したにもかかわらず一強要した。そのうえ、会社はたとえ前述の資金が海に沈んでも、返債しなければならないと通告した。⁽¹⁷⁾

さらに、博多の領主からその領地を没収するのを助けるよう皇帝から

委ねられた前述の平戸の領主は、一万七〇〇〇テールの負債を会社に負つてゐるにもかかわらず、近々の出兵に対しかなりの資金をもつて彼を援助するよう上級商務員ピー・テル・ファン・サンテン⁽¹⁸⁾に真剣に要請した。

これらの煩わしい事どもはより大きな苦難の始まりに過ぎず、以後われわれは、以前から享受してきたような自由をもつて、日本で取引を営むことはできないだろうと恐れているけれども、にもかかわらず、長いあいだの抑留によってひき起こされた過大の損失を軽減することがもつとも望まれるこの時機において、われわれはもつとも精力的に日本貿易に着手し、会社が遠からずその成果を感じしうるよう、考へられるあらゆる可能な手段をもつて貿易を拡大することが必要であると考えた。

省略〔ワーペン・ファン・デルフト号の、シャム経由、日本派遣、広南との交渉、クーケバッケルの日本派遣〕

ニコラース・クーケバッケルは平戸侯が全く不遠慮に強要したり、商人たちが熟慮に時を費したり……厄介で堪えがたい厚かましさに對し、日本式の傲慢さをもつて相対し、激しく一気にこれを止めさせようとするのでなく、時間をかけて柔軟にこれに對処してすべてのものを獲得するよう、すなわち会社が日本で長きにわたってきわめて自由に営んできた貿易において、われわれが前述の訓令⁽²¹⁾で詳しく述べた手段を使って、会社の自由な意志をなんらの拘束も受けずに再び実現することができるよう努力するであろう。

ワーペン号⁽²²⁾およびブラウエルスハーフェン号が出帆してのち、クーケバッケルは江戸に赴き、皇帝および閣老に、謝礼のため相当な贈り物をもつて、われわれの船と資本に対する好意ある釈放を感謝するだろう。⁽²³⁾

クーケバッケルはその折りに上述の閣老に、皇帝および大官たちが、今後どうか日本人とシナ人の商人にタイオワンへの渡航許可状を交付しないよう、恭々しく請願するであろう。そのため、渡航状交附について苦情を述べ、抑留のあいだ頗る長期にわたつて利益を生まざに据え置かれていた非常に多くの人員と船舶と資本、さらにつれらの船の船倉で傷み駄目になつた品物や商品が蒙つた大きな損失と傷手についてこぼし、深い配慮を要請するだろう。同様に、タイオワンに取引を誘致して

独占的に営むことができるよう、またわれらが宿敵マニラのスペイン人に対し防衛を固めるために、法外に多額の費用を負担して、非常に強力ですぐれた船を装備したことについても。上述の件は、一六三三年、

皇帝によってわれわれが希望するような結果となり、タイオワンへの渡航許可状は発給されず、長崎奉行采女殿所有になる五〇〇〇テールを積んだ長崎の小ジャンク船のほかには一隻の船もタイオワンに来航しなかつた。われわれはこのことを感謝しなければならない。われわれの方針を達成するために上述のクーケバッケルにさらに種々の方策を提案し、またその方策を彼の判断に従って、会社に最大の奉仕を行なうように実行することを彼に勧告した。

昨年八月、マカオからたっぷり荷を積んだ四隻のポルトガルのガレオット船が長崎に到着したが、奉行の命令により、船がもたらした生糸と絹織物はパンカド⁽²⁴⁾でなければ売却することができます、このことに不満を懐いたポルトガルの商人たちはこれに反対したのみならず、この件を閣老たちに訴えるために代表を江戸へ派遣した。

昨年マカオの総督によつて日本の皇帝と閣老のもとに派遣されたポルトガルの大司教（使節）はまだ長崎にあり、江戸へ向つて出発する許可を得られない。

ヘンドリック・ブラウエル、アントニオ・ファン・ディーメン、ピートル・フランク博士、ヤン・ファン・デル・ブルフより、バタヴィア発 一六三四年八月一五日（同、四四〇—四四二頁）

長崎の執政官らと新たに着任した奉行たちは、前述したパンカドの要求と強制に加え、さらにポルトガル人の激しくしつこい要請に動かされて、昨年一〇月、（われわれに）損害を与える、不当でもある規則を平戸の領主、奉行らに命じた。すなわち、以後、会社の船舶は、ポルトガル人のガレオット船が長崎を出航して二十日以後でなければ、一隻といえども平戸を出帆してはならないことが定められた。⁽²⁵⁾

そのうえ、タイオワンへの渡航許可状の発給は本年停止され、許可状申請者に対して拒否されたが、発給はさらにつぎの北のモンスーンの時期以後まで延期されるかも知れなかつたのみならず、日本の錢すなわち銅錢の輸出はその筋から禁止されるような状況であった。それ故、大阪の奉行はさまざま日本の人たちに動かされて、そのことに関するミヤコ（京）の奉行や長崎の新らしく着任した奉行らに強く迫つて請願したし、恐らく長く請願し続けるであろうから、とき至れば許可状は認可され与えられるであろう。

平戸の領主もまた彼のお気に入りの友人や貧しい平戸市民をわれわれのもたらした品物や商品の購入者、取引相手としてのみならず、われわ

れの必要品の供給者として受け入れるように強要し続けた。

省略「クーケバッケルの江戸参府」

……あるいは、上述の困難について平戸の商館は、その不利で損害になる結果を、大阪以南の諸地方を訪ね、そこに生じるあらゆる弊害を匡正することを皇帝と閣老によつて委任された皇帝の三人の委員および大臣たちに示し、少くともその困難の軽減を実現することを請願したが効果はなかつたので、衰微した取引を復興させることはほとんど絶望的である。

上に述べた困難はもつとも重くかつ限界に達しているにもかかわらず、われわれは日本貿易をゆるがせにすることはできないから、あらゆる力をもつて推進しなければならない。

省略「カロンに与えられた責務、日本に送られたフライ特船ズワーン号、五月一四日、クーケバッケルに与えられた責務」

本年日本からわれわれのもとへ送られたその他の書類の中に、ピートル・ノイツが起草し、彼により、考慮すべき論証、別名、会社が日本で當む取引は平戸より長崎において、より便利かつ有利でありえないかと名づけられた文書がある。

われわれは大仕掛けの理由づけと議論で補強された、この文書⁽²⁶⁾を熟読し、検討し、つぎのことを発見した。すなわち、会社はその貿易を平戸よりも長崎において、より多くの利益と便益をもつて當むことができ、

したがつて、平戸から長崎へ移動し、そこにわが商館の取引所を設置することが適當であると。

かくして、われわれはつぎのような意見⁽²⁷⁾に与することも、理解するともできない。その意見とはつぎのようなことである。時機をえない移住によつて日本で新しい紛争を起こさないようにするため、平戸を主たる居留地となし続け、平戸侯が貧しい平戸の市民たちを保護しまた彼の友人たちに便宜を図るためにしばしば会社に押し付けた迷惑と無理難題はむしろ我慢すべきであつて、そのような迷惑と無理難題は、いかに困難で歎かわしいことであるにしても、長崎のポルトガル人が去年も今年も蒙つた大きな困難に較べれば、重くもないし、耐えがたくもない。

日本からの通知や、(ポルトガル船から)押収したポルトガル人の書信の語るところによれば、新しく着任した長崎の奉行は、積荷の生糸をパンカードで販売することを欲しなかつたために昨年からずっと長崎に滞在し、生糸を売り捌くことなく船上に保管していたポルトガル人に対して、手持ちの生糸をかつきり三十日以内に売却し、もし違反した場合は、たとえ逆(南)の季節風でも長崎を出帆し、生糸をマカオへ持ち帰らなければならないと命じた。その結果、ポルトガル人はこの厳しく烈しい命令に驚き、彼らの生糸をそれ以前につけていた値段よりも七〇テールから八〇テールも安値で、すなわち上等のベイチヨ(ビチヨー)⁽²⁸⁾を二八〇テール、並のベイチヨを二五〇テール、黄色のボギー糸を一七〇

テール、ポール糸を二〇〇テールで売り捌いたのである。

上述の生糸はこのようにして売却され、日本人（商人）のあいだに分配され、既に他の地方へ船で送られ、その代金も支払われて取引は済んだが、ポルトガル人は江戸から、ボギーと呼ばれる生糸とカタユリすなわち粗ポール糸と黄色生糸をパンカドから除外し、勝手に売却してよろしいという命令を受け取ったので、ポルトガル商人はすでに引渡してしまった生糸の返還を求め、日本人らに一〇テールの割増金を支払って自分たちを満足させるよう強要した。

これに対して、日本商人たちはポルトガル人が昔からのしきたりで、一方から取り立てたお金で他方への支払いをするのを見ているので、協議し合っていっせいに反対し、前年積荷を積んで出帆したガレオット船で送った大資本だけは除き、長崎で彼らに預けたお金や船舶抵当貸付を清算するばかりでなく、完全に支払いをすることをも要求して、ポルトガル人を狼狽させた。さらにまた、多くの者は古い負債を完済することができず、（支払いの）遅れている金額はかなりの額に達し、とりわけめぼしい四人のポルトガル人のうち一人は二万テール、二人めは三万テール、三人めは三万五〇〇〇テール、四人めは四〇万テールの負債を負っていた。前述のポルトガル人たちは負債の未済のゆえにまず禁錮され、あとになつてカピタン・モール（司令官）のロペース（ロポ）・サルメント⁽²⁹⁾に引き渡された。というのも、マカオを発つたポルトガルのガ

レオット船は上述の負債（額の資本）を越える大資本を積み込んでいたが、その船が到着するのを待つてその負債を支払う以外に、彼らは債権者に対していかなる満足も与えることができなかつたからである。そして上述のガレオット船はマカオから長崎に到着したが、ポルトガル人が支払うための商品は送られなかつたので、長い考慮のすえ、結局、彼らの強い要請で（カピタン・モールの）保証のもとに以下の条件でマカオに向けて出帆することを許された。⁽³⁰⁾ その条件とは、彼らはマカオにあるすべての商品を売却し、売却した商品の代金を、負債額に相当するだけ債権者に支払うためにつぎの南の季節風で当人が日本に戻らなければならぬということである。かくして彼らは一〇月二三日、四隻の船団を組んでマカオに出帆した。しかし日本商人たちはもはや（ポルトガルの）個人商人を信用していなかつたので、それらの船は資金を積まないかあるいは僅かの資金を積み込んだだけであった。

日本の皇帝は生命と財産の剥奪をもつて、日本においてカトリック教が布教されることを厳禁した。

したがつて、フランシスカン派の修道士が入国しているということが、長崎奉行の耳に入つたとき、彼はその者を非常にきびしく糾問させ、まづ彼の荷物を押収し、ついで彼の身柄を捕えて処刑させた。彼の書類の中から、彼がマカオ管区長へ送ろうとしていた書信が発見された。そこには長崎在住の数人の裕福なポルトガル人がいかにして彼にお金を与えた。

生活の世話をしたかについて感謝が述べられていた。彼らはさうに危険に陥るのを免れようとして、ポルトガル人の全商品に課税して集めた七万テールすなわち二一万グルデンの現金を奉行のもとに支払ってその書信を取り戻した。おかげでそのときには、彼ら商人たちは当該事件についてさらに悩まされることを免れた。

ハンドリック・ブラウエルより、フラッケ・フック（突出した砂洲）⁽³¹⁾近いユトレヒト号船上にて、一六三五年一月八日（同、四八二—四八七頁）

六グルデンの積荷とは別で、これは前述の資本額に上づみされるものである。

昨年一月二四日付けの、グロル号とデ・ズワーン号で当地にもたらされたニコラース・クーケバッケルからの報告の印象では、商務員フランソワ・カロンは江戸において長いあいだ待機したのち、昨年三月一四日、大いなる栄誉をもって皇帝より満足すべき謁見を賜り、整えておいた献上品を贈った。皇帝と何人かの閣老の面前で、最高の閣老雅楽殿（酒井雅楽頭忠世）が「オランダ人は恩赦と釈放に感謝して挨拶する」と言つたあと、皇帝によって受納された献上品はつぎの通りである。⁽³²⁾

大砲四門およびその附属品

金筒の望遠鏡一個

赤羅紗三反

白羅紗一反

黒羅紗一反

オランダ産縞子二反

金銀刺繡入り毛氈一枚

同、鹿狩の模様入り一枚

オランダ産絨毯一枚

ペルシャ産衣服一式

ペルシャ産卓子掛一枚

上に述べたようにワーペン・ファン・デルフト号、アウデワーテル号、グロル号、ブレダメ号、デ・ズワーン号、スハーベン号、フェンロー号、フェーンハイゼン号からなる八隻の船舶、フライト船、ヤハト船のすべてをもつて、バタヴィア、タイオワン、シャム、広南からの資本とその他の資本を合わせて七四万二三八七・八・六グルデンの額に達する資本が、本年、日本に運ばれた。この資本は東インド本店（バタヴィア）の（連合東インド会社勘定）貸方に、日本（商館）勘定の借方に記載されている。この資本額はタイオワンから日本に送られた三万五七七

抽斗つき書き物机一個

スラット産扇子一個

大鏡、銀鍍金をし、宝石と真珠をちりばめたもの一個
同、さらに大きく黒檀の台座つきもの一個

赤珊瑚五本

白檀三ピコル

翌三月一五日、われわれは平戸侯の命令で皇帝の三大閣老すなわち雅樂殿、大炊殿（土井大炊頭利勝）、讚岐殿（酒井讚岐守忠勝）に挨拶に行き、それぞれの親切な好意に感謝し、（つぎのように）敬意を表した。

赤羅紗一反

赤小羅紗一反

広巾のヘルサイ（綾織の薄い毛織物）一反

黒ビロード三反

捺染サルピカード（コロマンデル産綿布）三反

大鏡一個

赤ジレム（ペルシャのジラン地方産絹）五反

折りたんだトルコ産のラクダ毛織物

さらに大炊殿と讚岐殿の長子へそれぞれ、

大毛氈一枚

鏡一個

珊瑚一本

これらすべては、大炊殿を除く閣老によつて、じきじきに受取られ、皇帝に關して彼らが果たすべき事柄においてオランダ人に一層の好意を示す、という嬉しい約束を与えられた。大炊殿はポルトガル人をひいきにし、すでに長いあいだ（東インド）会社に對して憎悪を懷いているので、彼自身もその子息たちも贈り物を受け取ろうとしなかつた。

以上のことを行なわれると、平戸侯は前述のフランソワ・カロンにさらに一二人の主要閣老、江戸における一二人の奉行と二人の役人、ミヤコ（京）と大阪の二人の裁判官、上記主要閣老の三人の秘書と何人かの取次人に、彼自身が贈られたような贈り物をもつて挨拶をし、折りに触れ、これらの人々のより多くの好意をうることができるようにすべきであると勧告した。平戸侯の言によれば、今日では好意を手に入れるためにはすべてこのような挨拶がなされなければならず、これを疎略にすることはどうできないと。

前述のカロンが皇帝に拝謁を与えたれた同じ日にポルトガル人も挨拶をするためにそこに現われた。彼らポルトガル人は二番目の閣老すなわち上述の大炊殿の好意と仲介によつて皇帝への拝謁をわれわれよりも優先された。なぜなら、人々の言うところによれば、ポルトガル人は毎年皇帝のもとへの坦々たる道路を持つてゐるのに、オランダ人は、まず初めに切り拓かなければならぬ茂った森の中から出てきたからである。

前述のポルトガル人の皇帝への要求はつぎの四点からなる。すなわち、⁽³³⁾作右衛門（高木作右衛門）のジャンク船を掠奪したために日本に抑留されているカピテンが釈放され彼の故国へ向けて出発することを許可されること。

皇帝のもとに派遣された使節がどうか出発することができるよう⁽³³⁾に許可を与えること。

また、生糸のパンカドについては、河内殿（水野河内守守信）の時代に行なわれたようにして欲しい。さもないと（ポルトガル人は日本に）ずっとどまることができない。

最後に、皇帝は、オランダ人が、積荷の大部分は日本人の資本である（ポルトガル人の）ガレオット船を掠奪しないように、どうか命令して欲しい。

皇帝の宮殿の控の間で待っているあいだ、上述のポルトガル人は皇帝の貴人や勤役の人たちにひどくいらだたされ、侮辱と嘲笑であしらわれ、お偉方の誰からも言葉をかけられなかつた。それに反して、われわれは多くの閣老の面前で丁重に挨拶され、あらゆる尊敬と友情を与えられた。

平戸侯は、ポルトガル人が宣教師を送り込むことを止めないので、日本へ来ることを恐らく禁じられ、遠からずそこで取引をすることを拒否されるだろうと、ひそかにわれわれに知られてくれた。

商務員フランソワ・カロンは江戸にいる平戸侯に対し、（日本へ）輸入した商品の売却、錢の輸出、われわれの船の不利な日本出帆に課された、（会社にとって）不利益に定められた命令や制限（の撤廃）のために、考えられるあらゆる手段を尽くしたが、にもかかわらずなんらの成果もえられず、また（平戸侯が）これらのことをするに閥老に要望しているかどうかは推測さえつかなかつた。平戸侯は、（要望は）まだ時期尚早であり、悪く思われるであろう、われわれは同時にあまりに多くのことに手を着けるべきではなく、もう少し待たなくてはならない、ことに皇帝は近く全ての貴族を従えてミヤコへ行くことになつており、帰還ののち長く待たなければならないだろうからなおさらそうだと言つた。それゆえ、カロンは自分の江戸滞在はなんの成果もないだろうから、下シキ（平戸）へ向つて出立したいと述べ、宫廷（の所在地）に来てこんなに長く滞在したのもそれ（上述の要望）が主たる理由であり、また事柄を解決しないで再び平戸に帰れば、商館長クーケバッケルはそれについて不満に思うであろうと、真剣に平戸侯に訴えたけれども、未加工の商品は船が平戸に到着すると同時にわれわれの好きなように一誰も待つことなく一売却できるということを除いて、なんの得るところもなかつた。

平戸侯はさらにつけ加えて、自分はそのことを禁止したことではなく、さらに長崎でもそういうように新しく選ばれた奉行たちとそれについて話し合うが、すべては時を要するだろうと述べた。かくしてカロンは平

戸侯に暇乞いをして、四月二六日、平戸への旅に出発し、途中、平戸侯の命令に従つてミヤコに在る二人の裁判官に、彼にあらかじめ示された贈り物をもつて挨拶をした。裁判官は贈り物を受取り、（われわれを）親切にもてなし、ネーデルラント国民に援助の手を差しのべることを約し、したがつて皇帝がミヤコに上洛の際はわれわれの懸案を促進するよう責任を負うであろうと約束をした。カロンはそこを暇乞いしてのち、昨年の五月五日平戸に帰還した。

八月の末、E・クーケバッケルはミヤコの平戸侯から、皇帝がミヤコに到着したことを知らせる書簡を受け取った。平戸侯はその書面でわれわれの要望を要望書の形式で書き示し、このような要望書をなん人かの閣老と長崎の奉行に渡し、またクーケバッケルみずから彼らのもとに赴いて挨拶をし、上述の要望を口頭で伝え、事態をうまく打開するように要請することを命令してきた。皇帝は長くミヤコに滞在せず、再び江戸に出発するだらうと言われているが、そうしたときに商館長は（参府に）旅立つ理由を見出せないので、来年の二月初めすなわち日本の正月あるいは新年のあとまで延期し、その時には商務員フランソワ・カロンとともに慣例の贈り物を携え、閣下に与えられた明るい希望をもち、すべてはうまく行くだらうと信じてみずから江戸に旅立とうと考えた。

上述のクーケバッケルは金細工を作らせ、総督の書簡とともに、通詞をつけてミヤコに在る平戸侯のもとに送り、彼（商館長）が宮廷に伺候

するまえに、会社の要望について皇帝および閣老たちにどうか根廻しをして欲しいということを託し、日本における会社の自由貿易推進にとってそのことがもつとも重要であるという彼の考えを平戸侯に示した。

九月一一日クーケバッケルは、平戸侯の命令により、（長崎の）奉行と代官にわれわれの要望書を差出し、われわれの船が（ポルトガル人の）ガレオット船の出帆後まで待たなければならないということなく、荷が積み込まれれば出帆することができるようすげにも変更してもらうために、商務員フランソワ・カロンとともにみずから長崎に出発した。⁽³⁴⁾

しかし残念ながら、重ねての要望と嘆願にもかかわらず、ポルトガル人のガレオット船の出帆後二〇日経つてからでなく、一五日で出帆できるということを除いてなんの許可もえられなかつた。彼ら役人がわれわれと話し合つて言うには、ポルトガル人のナヴェッタ船は大抵日本の資本を積んで航行するが、もしこれらの船を襲いさえしなければ、われわれは（ポルトガル船と一緒に）船を出帆させ、また長崎に投錨することも許されるだらうが、反対にポルトガル船を攻撃し掠奪するならば、掠奪品は最後の一ペニングに至るまで弁償しなければならないばかりでなく、修復できない憎悪を生むことになる。だから、日本とマカオを往来するナヴェッタ船を襲うのは止めるようとにわれわれに警告した。

昨年八月終りごろ、ポルトガルのナヴェッタ船一隻が長崎に入港した。ポルトガル人の伝えたところによれば、ほかの四隻とともにマカオ

から航行し、ペドラー・ブランカ附近に来たとき嵐に逢つたため、順風を待つために引返さなければならなくなり、上記の船一隻以外はどの船も日本への航海を成就することができなかつた。

上記のガレオット船で到着したカピタン・モール・ロボ・サルメントの語るところによれば、台湾の北端で一隻のヨーロッパの帆船を認めたので、僚船のうちの一隻かと思つて上檣帆を下げるが、相互に近づいたとき、カピタン・モールはその船の船尾に（オラニエ）公家の旗が翻っているのを見たので、ただちに上檣帆を再び掲げさせて、航海を続行した。すべてこれらのこととは、ランタンの金色に輝くのが見分けられるほどその船に接近したというヤハト船グロル号の上級船員たちが報告したものと同じである。⁽³⁵⁾

長く待たれた上述のガレオット船が到着したので、その後に生糸の

パンカドが長崎で決定された。すなわち第一ビチヨーと呼ばれる最良の生糸が一ピコルにつき一六〇テール、第二種が二一五ピコルである。そして、われわれもまたポルトガル人と同じく、その価格より高い値段で販売しようとするならば、皇帝の禁令に対する違反者として体刑をもつて罰せられなければならないという奉行のきびしい命令が長崎で高札によつて布告された。しかし、それ以外のわれわれのもたらしたすべての商品を以前と同じように良い値段で売り捌くことは完全に認められた。⁽³⁶⁾ 本年は、三六隻のシナ人の船が長崎に到着したが、薩摩には一隻も到

着しなかつた。それらの船は約一〇〇〇ピコルの生糸をもたらした。レケア（琉球）へはシナ人によって七〇〇ピコルが運ばれた。ポルトガル人は二〇〇ピコル、コーセシナのジャンク船は五〇〇ピコル、トンキンのジャンク船は一〇〇〇ピコル、会社は六四〇ピコルの生糸を運び、合わせて四〇四〇ピコルになつたが、あまりにも沢山の生糸が着いたためパンカドは非常に低く決定されたので、皇帝の許可によつて生糸を買入れる日本の商人たちは小売商の手に渡る前に一ピコルにつき五〇テールの儲けが手に入ると皮算用をしている。上述のジャンク船で日本に運ばれた生糸はとびきり上等で、また、決められたパンカドのかなりの部分を占めた。ジャンク船はまた大量の商品を運んできたので、会社は前年と同じような利益をえて売ることはできなかつた。

省略「日本にもたらされた商品の値段、（商品に対する）日本からの注文」

上下ともに角型で、オランダ風の丸型ではない大きな四角形のステンド・グラスを中央部に持つ上等・良質の板硝子を嵌めた窓枠二〇〇個是非常に有利に売れるだろう。上述の大きな四角形ステンド・グラスは四つの小型硝子に相当する大きさでなければならず、そこには野戦、騎士、海戦、遭遇しあるいは隊列を組んで走航する艦隊が、またいくつかには湖沼、木立、庭、花、葉飾りが描かれているのがよい。男、女、動物などを含む歴史画や風俗画はよくない（二三頁、図1、2）。

省略「平戸侯は会社に負債を支払わない」

長いあいだ江戸で監禁されていた長崎奉行采女殿（竹中采女正義重）は、新任の二人の奉行の到着とともに長崎で彼が犯した所業の報告が宮廷に送られ、皇帝によつて、息子とともに切腹を命じられ、切腹は三月に——多くの日本の領主の意見に反して——行なわれた。國の慣習に従つて皇帝が没収した彼の財産は七〇万テールの現金、二〇万テールの生糸、高価な絹織物、種々の珍貴な品々などであった。

少し前から江戸で監禁されていた他の二人の閣老、すなわち伊丹播磨殿と松平右衛門殿は昨年六月皇帝の面前で聽取を受けたが、彼らの犯した過失は宥され、再び以前の職に任せられた。⁽³⁷⁾

江戸に滞在する商務員フランソワ・カロンが聞くところによれば、閣老および大官はエラスムス号が長崎の波止場に係留され放置されていることについて不思議に思い、いかなる目的でそなつてゐるのか理解することができない。同じように長崎でもこのヤハト船（エラスムス号）を見て会社に悪意を懷く人々は絶えず嘲笑し、平蔵事件を思い出し記憶を新しくしている。それゆえ日本における（会社の）会議はすべてこれから紛争と古い紛争の再発を避けるためにエラスムス号を——解体されるべく——然るべき日本人に日本の貨幣八〇テールで売ることを決議した。⁽³⁸⁾

省略〔平戸侯の書簡の内容〕

イギリス人が日本を立去るとき、上級商務員ナイエンローデの承認を

受けて会社の倉庫に保管した五個の箱は主だった会議員数人と日本商人の立合いのもとに開けられた。箱には黒い山羊皮といたちの皮が詰められていたがすっかり傷みボロボロになつていて一ペニシングの価値もなかつた。⁽³⁹⁾ イギリス人の未払いの負債は正確な計算によれば金額で一万三六二〇・四・九テールに達し、債権者の何人かは死んだが、平戸にいる債権者たちはイギリス人の債務履行義務を全く期待できないにもかかわらず、その支払いが遅れていることを言いたてている。

五島列島、薩摩、有馬の沿岸、湾、水深を探検して、われわれの船がその方面に遭難したり漂着した場合、その位置や形状を知ることができるように、昨年六月二六日商館長クーケバッケルは脚の早い船で、平戸奉行たちの許可書とともに、下級舵手を出発させた。上述の舵手は調査結果をできるだけ完全な地図に仕立てようとしたが、五島の領主の居館があるオジカ島に来たとき、領主の命により、これ以上いかなる場所も即座に逮捕して長崎に送るだろうと命令されたので、殆んど成果を挙げることなく平戸に帰帆した。⁽⁴⁰⁾しかしながら、昨年八月一九日、上述の奉行たちの五島の領主に対するさらに念入りの許可書（依頼書）と上述の場所のいくつかをすでに航行した有能な舵手とをつけて、クーケバッケルはもう一度探検に着手したが、同月二二日、再び全くなんら為すところなく帰帆し、ただちにつぎのように報告した。すなわちかの地の奉行

たちは彼らの港や領土を測量したり水深を測ったりすることは決して許さなかつた、⁽⁴¹⁾と。

ポルトガル人のガレオット船は八月三一日マカオから長崎に到着し、生糸約二〇〇ピコル、カントンの商品（反物）四〇〇箱、赤更紗、少しの亜鉛（あるいは鉛と錫の化合物）、錫、若干の乾物の包み三〇〇個を運んできたが、一一月一〇日、われわれの船が平戸を出帆する一五日まえに、長崎からマカオに向けて出帆した。ポルトガル船の日本からの帰り荷商品はそれぞれ二〇〇テールずつ詰めた四〇〇箱の貨幣、銅、その他の雑貨であった——と言われている。⁽⁴²⁾

このガレオット船は一七〇人の乗組員を載せて長崎に來たが、長崎からは二三〇人を乗せて出帆した。その中には非常に長いあいだ日本に滯在したが、（皇帝に）謁見できなかつたポルトガルの使節がいた。このカピタン・モールとともにポルトガル人居留民、ポルトガル人の子孫はすべて、新奉行が江戸から長崎に着任するとともに、出国を命じられ、もはやなんびとも一年以上当地に留まることを認められなかつた。⁽⁴³⁾

このガレオット船は到着するや奉行らによつてきわめて厳重に探索され、殆んどすべての箱や包みは開けられ、中にポルトガルの宣教師からの手紙がないかを検査されたが、（同乗してきた）商人たちの一人のところで長崎の市民二人に宛てた二通の手紙以外は何も見つからなかつた。その手紙は開封されて調べられたが、マカオから送られた商品の代

金の支払要求が書かれているだけであつた。しかし、その長崎に來たポルトガル人商人と二人の市民は牢獄に送られた。

本年もまた長崎、平戸その他の場所で何人かの宣教師とカトリック教徒を信奉する多勢の日本人がまことに傷ましくも迫害に遭い、堪えがたい苦しみをもつて処刑され、いまだかつて見られなかつたほど激しいキリシタン狩りが行なわれた。

ポルトガル人は上に述べた四〇〇箱の貨幣を輸出したほかに、八年、一〇年から一二年のあるいは死んだり他の場所に引越したさまざまの人々が借りた負債のゆえに、さらに七三箱の貨幣を日本人に支払わなければならなかつた。これは負債の三分の一の額であり、ポルトガル人は来年再び三分の一、第二年目に残り（三分の一）を完済しなければならないという約束をした。

貴方がた（重役会）が発した規定とわれわれが日本に与えた訓令に従つて、上述のグロル号で自由市民カレル・ラウレンスゾーン氏とヘンドリック・アレンツヅーン・スタイルマンは当地（バタヴィア）へ帰港した。彼らは暫くのあいだ自由市民として日本に滞在したが、いまや、もしも会社に勤務することを欲しない場合には、その住居をバタヴィア、アムボイナ島乃至バンダ島に置くか、さもなければ祖国に帰らなければならぬ。日本で増やした彼らの財産はここバタヴィアで受取れるよう、平戸の商館で計算し、商館長クーケバッケルがわれわれに為替手形

で送った。すなわちその額はカレル・ラウレンスゾーンがスポット銀貨五〇〇テール、ヘンドリック・アレンツゾーン・スタイルマン（スタイルマン）と同じく一七七三〔テール〕である。

本年の大量の積荷によって日本でえられた利益について、E・クーケ

バッケルはわれわれになんら特別の報告をしてこないが、われわれの行なつた計算によれば、われわれは上に述べた金五トンよりもかなり多い額に達するだろうと推定している。

省略「日本からネーデルラントに宛てた書簡」

以上述べたことから、貴方がた（重役会）は、日本における事柄の経過はそこでなんらかの転換を図ることをわれわれに思いとどまらせるにしても、利益を増大させるためには、日本人の性向と気質にわれわれ自身を順応させなければならぬということを洞察するであろう。われわれもまた以上のことを行るために、ことにすぐれた判断力、柔軟な精神、落ち着いた冷静な心情の所有者を使用することを決心した。彼はまた会社の仕事を改善し疎外と疎遠を防止するために傲慢、尊大、不遜、短気であつてはならない。そしてわれわれの考えによれば、むしろマカオ以北では仇敵（ポルトガル人）の船舶を襲つてはならないと命ずべきである。このことは困難きわまることだが、われわれはもつとも困難なことこそもつとも考慮しなければならない。

ヘンドリック・ブラウエル、アントニオ・ファン・ディーメン、フィリップス・ルカスゾーン、マールテン・エイスブランツゾーン、アルトゥス・ハイゼルス、ヤン・ファン・デル・ブルフより、バタヴィア発、一六三六年一月四日（同、五一二一五一五）

われわれの商品は日本で良好な需要を見出した。

従来の自由（貿易）は失われたけれども、われわれはまだ充分に尊敬されているし、ポルトガル人とは比較にならない位よく思われている。

カトリック教徒に対する迫害は相変わらずきびしく続いている。

日本におけるスペイン人の入国禁止はさらにずっと続いた。
商館長クーケバッケルはわれわれが従来享受してきた自由（の回復）を推進するため、江戸において七三日のあいだ、請願をしたけれども、自由を手に入れる見込みはない。

日本人の尊大さと外国人への蔑視はさらに増しつつある。

現在の皇帝（將軍家光一六二三一五一）は閻老たちや良き助言によつて彼に対する尊敬を非常に高めたので、彼の国家をきわめて平和に支配しており、平和な支配は長期にわたつて持続するようみえる。

皇帝は種々の配慮から、コーコシナへあれ、広南あるいはトンキンへあれ、チャンパ、カンボジヤ、シャム、パタニ、タイオワンその他の方へあれ、以後自ら外国への渡航を企てるなどを禁止し、また外国に滞在し、滞在期間の長くないすべての日本人を呼び戻させた。

そのため、広南への渡航を許可されていた最大の商人平野藤次郎殿は会社に百ラストを越えるピッチなわち錢つまり孔あきの銅貨を売りたいと申し入れてきた。日本人はその銅貨によって、広南でもっとも大きな利益を得ていたのである。そして銅貨がE・クーケバッケルにより市価で買い取られたことはまことに当然至極であった。⁽⁴⁴⁾

およそ、日本貿易の改善を期待することができるという話題があるとすれば、それはもっとも考慮に値することである。皇帝の心を貿易の改善に動かしている理由を述べて、E・クーケバッケルは、一般的な風評に従って、つぎの五つのことを挙げている。

第一はスペイン人によってシャムの地で皇帝の渡航許可状（朱印状）に対する侵害が行なわれたことである。

第二はタイオワンにおけるネーデルラント人と（末次）平蔵とのあいだの紛争と騒動である。

第三はタイオワンに渡航する日本人が、数年来このかた、彼らの運んできた武器を日本に持ち帰らず、トンキンで売り捌き、その代りに不届きにもトンキンの武器を長崎に持ち込むことである。

第四はスペイン人とポルトガル人が、コーチシナにおける取引で日本人と接触することによって、すなわち相互の取引を通じて、日本にいるペードレと通信する便宜を見出し、彼らの生活を支えるため、ひそかに仕送りをする手段となしていることである。

第五は、対馬殿が朝鮮貿易のための皇帝の渡航許可状——それが許可されるかされないかは皇帝の一存にかかっている——を濫用した責任を問われたが、きびしい聞き込み調査の結果、この件に関して対馬殿は無罪にされ、彼の告発者は息子とともに江戸で処刑されたことである。しかし、われわれの考えによれば皇帝は正しい判断を下していない。その理由をわれわれはつぎのように推量する。

皇帝は、若干の彼の臣下が海外貿易の利益によってたちまちのうちに富強になったことについて快く思わず、口実を構えて、彼らから貿易の利益を取り上げようとしている。日本はシナ人、ポルトガル人、オランダ人のような外国人にとって、欲するものはなんであれ外国から入手することはでき、そのうえそれらのものを輸入することも輸入をしないことも好みのままであるがゆえに、皇帝もまたみずからは行なうことなく、彼の臣下が行なっている貿易から自分の気に入るだけの利益を引き出すことができるるのである。これらのことがらに關し、貴方がたが退屈しないであろうさらに多くの考察も重要だが、貴方がたは時の経過とともにことがらの成り行きをみるとことになろう。さしあたってわれわれは、能力の限りを尽くして利益を引き出すよう努力するだろう。

ピーテル・ノイツの釈放は平戸侯の手に委ねられたので、もし平戸侯が自分がまだ会社に負っている一万テールの負債を割り引かせるための最大の手がかりを得ようと考えるならば、近々の船で自由になることが

できるだろう。平戸侯は財政逼迫によって、日ごとに、さらに負債を増やそうとしているのである。

日本において、新しい紛争を起こす口実を与えたように、われわれはつぎのことをE・クーケバッケルに慎重に検討するよう命じた。すなわちそれはわれわれがマカオの占領とマラッカを含む海上の封鎖を企てることによって、われわれが日本においてひどく悪く思われないかどうかということである。このこと（占領と封鎖）は、われわれがマカオを征服する計画であると通訳されたので、それについて、宮廷における多くの論議がなされたが、結論が出されず、平戸侯および皇帝の数人の閣老からE・クーケバッケル氏につぎのような知らせがあった。すなわち、われわれがポルトガル人の供給したと同じ位だけカントンの商品（生糸）を日本に供給することによって、日本人に利益を供与することに甘んじるならば、またマカオの占領によってわれわれが押収するマカオのナヴェット船（ポルトガル船）について、もし大きな捕獲物を手に入れたときには、日本人が被害を受けるであろう損失を彼らに支払うことをわれわれが引き受けると確約するならば、たとえわれわれがマカオを征服したいと思っているとしても、皇帝はその件を真剣に取り上げようと考えてはいなきことを。

今年、マカオのポルトガル人は三隻のナヴェット船に四八〇人の乗組員を乗せ、長崎に入港し、パンカドを免れるために、シナ産の白絹を一

一万反、赤絹を三千反、トンキンあるいはシナ産の絹織物六万反、白と赤のジレム五万反ずつ、さらに白糸を一六〇ピコル、ボギー糸あるいは黄色の生糸を二〇〇ピコル、さらにまた粗いポール糸を一五〇ピコル、そのほかかなりの量の水銀・赤更紗・カンガン、錫その他のこまごまとものを積載し、いまや反物の大がかりな取引を行ない、それらの商品と引きかえに、それぞれ三〇〇グルデンずつ詰めた一二〇〇箱の貨幣が再び輸出された。それは金三六トンに当たり、そのうち四分の一は日本人が投資したものである。

上述のポルトガル人は古い負債の三分の一の第二回分として、七万三〇〇〇テールを日本で支払ったが、さらに残りの三分の一を翌年一六三六年中に完済するはずである。

シナのジャンク船約四〇隻が長崎に到着し、一一〇ピコルの生糸を、また反物はほとんどなく、沢山の粗製陶器、薬草やその他こまごました安ピカものを積んできた。

コーチシナから三〇〇ピコルのシナ産生糸と一五〇ピコルのコーチシナ產生糸と少量の反物がもたらされた。

そのようなわけで、われわれの商売は不利になり始めているように思われる。

イギリス船ロンドン号は日本に来航しなかつたことからみて、マカオへだけ航行したと思われる。

E・クーケバッケルは新たに五年（の在任）を承諾し、一ヶ月二六〇グルデン昇給された。

クーケバッケルは、本年、良かれと思ってやったことだが、重大な誤りを犯した。すなわち彼は、パンカドが決定したのち、われわれの一〇〇ピコルの生糸を、自分のところで選んだ二〇人の日本商人にすべて引き渡すことを決めるに、われわれの生糸にポルトガル人の生糸よりも一ピコルについて二四テール高い値段をつけたので、取引から締め出された日本商人たちは、このことに関し長崎の執政官たちに不平を訴え、かなり面倒になるところであった。クーケバッケルは非違を認めて赦免を乞い、恭々しく振る舞つたので、嚴重で威圧的な戒告ののち、ただ三五日間の取引の遅れだけで事件は片づいた。

生糸が他の人の手に、すなわち日本人の手に渡るやただちに、外国人

の手にあるときよりも、少なくとも一ピコルについて五〇テールも高くなるのはつらいことであるが、それに対して、われわれは取引をしようとする国の法律を守らなくてはならないし、ことに日本においてはそうしなければならないということを考えなければならない。この地（ジャカルタ）のわれわれは前述のクーケバッケルに次便でもう一度このような誤った行為を二度と犯さないようという貴方がた並びにわれわれの意見を厳格に通告し、また彼が前述の長崎の執政官の命令に従つてせらに

多くの好意を得るために、心から、誠実に、正しくパンカドを遵守するようにはつまると命じようと考えている。

注

(1) Hendrik Brouwer は一六二一年八月二八日から一四年八月六日まで平田商館長、一六三一年九月七日から三六年一月一日までバタヴィアの総督を歴任した。

(2) オランダ連合東インド会社はアムステルダム、ゼーラント、ロッテルダム、デルフト、ホーレン、エンクハイゼンをそれぞれその所在地とする六個のカーメルに分かれ、各カーメルから選出された代表取締役が最高会社機関である「一七人重役会」を構成していた。

(3) William Hoare は一六一八年スラットのイギリス商館の商務員となつたが、同年初めのオランダ人によるイギリス船拿捕について報告するため帰国した。一六二二年モカへ旅行、二三年スラットの倉庫係り。二六年帰国、二八年バタヴィアのイギリス商館長となつて、商館をバンタンに移し、三四四年ペルシャ駐在員になつた。

(4) Hans Putmans は一六二一年下級商務員となり、アジア各地ことにシャムで勤務し、一度めの帰国ののち、二七年にバタヴィアで上級商務員。二九年六月から三六年五月までタイオワン長官になり、三二年四月以降インド評議員に任せられた。

(5) 一ピコルは一〇〇カティ（斤）、一カティは六一六・七グラム（一六〇匁）に当たる。

(6) 東インド会社の統一価格単位はグルデン銀貨（一グルテンは一〇スタイルル、一スタイルルは一六ペニング）だったが、スペインのレアル貨がアジアで広く流通していた。一七世紀、東インド地方ではレアル貨一枚当

たり四五ないし五〇スタイルに換算された。

(7) 一ボンド・フライムスは六グルデン。ゼーラント・カーメルは計算単位としてボンド・フライムスを使った。

(8) ヤハト船エラスムス号は一六二八年台湾事件の人質を乗せて日本に来航し、長崎に長いあいだ係留されてひどく損壊していた。

(9) 上級商務員 Pieter Jansz. Muyser は台湾における日蘭間の紛争について弁明するため、一六二七年五月、東インド総督ピーテル・カルペンティールによつて、特使ノイツとともに、副使として日本に派遣され、同年八月一日平戸に到着した。一七年三月一八日タイオワンに戻り、台湾事件により、ノイツの実子ラウレンス・ノイツらとともに人質として再び日本に送られ、大村に監禁されたまま三一年病死した。なお『平戸オランダ商館の日記』第一輯所収の「ピーテル・ノイツ及び上級商務員ピーテル・ムイゼルの日本閣老への大使としての参府日記」および「日本への旅行日記」(ピーテル・ムイゼルの日記)を参照。

(10) Laurens Nuyts は父ノイツの身代りとして人質になり、一六二八年七月長崎に送られ、大村に監禁されたまま二〇年一二月病死した。

(11) インガイワッティング(あるいはインゲイ・ワティング)は日本貿易を営むアモイのシナ商人。

(12) Jan Jacobsz. Bors は一六二一年東インドに来て、二五年助手から下級商務員に昇任、三二一年平戸商館に来たが、翌三三年五月、私貿易の罪で解雇された。

(13) Joost Schouten は助手として東インドに来たのち下級商務員となり、一六二九年初めまでシヤム、同年六月から三二一年まで平戸商館に勤務した。三九年には上級商務員となり、バタヴィアで会計、日記作成を担当した。なお『平戸オランダ商館の日記』第三輯には「日本貿易の現状について、ヨースト・スハウテンの提出した意見書」が収載されている。

(14) バタヴィアの東インド総督ジャック・スペックスは係争中の日本に会社の

持船を送ることは危険であると考え、一六三一年、バタヴィア在住の自由市民の船ペーレル号(あるいはペール号)を送った。同船は同年八月三〇日平戸に到着し、無事、日本での取引を終えて帰帆した。三三年九月一〇日には同じく自由市民の船ワールモント号が平戸に到着したが、この船で前タイオワン長官ノイツが護送ってきた。

(15) 一テール(あるいはタエル)は三グルデン二スタイル八ペニング(すなわち一〇〇〇ペニング)、一六三六年以降二グルデン一七スタイル(九一一ペリハグ)。

(16) Cornelis van N(e)yenroode は一六〇九年以来上級商務員として、シャム、ペタニ、サンカハ、再びシャムの商館に勤務し、二三年一一月二三日から平戸商館長となつた。台湾事件によって平戸商館が閉鎖され、商館長として日蘭関係の打開のために苦慮したが、ついに精神的錯乱状態に陥り、三三一年一月三一日平戸で没した。

(17) 『平戸オランダ商館の日記』第二輯四八〇一八二頁参照。投銀については上掲書、五五三頁註(22)、山脇悌一郎『近世日中貿易史の研究』二一一一頁参照。

(18) Pieter Jansz. van Santen は一六一三年アンボイナ島に来たが、イギリス人に対する法廷(アンボイナ虐殺事件)の裁判官の一員だったため本国に送還された。一六三一年初め平戸の商務員になり、商館長ナイエンローデの死後とクーケバッケルの参府中臨時の商館長に任命されたが、東インド総督は彼が若くて野心的であることを理由にクーケバッケルを平戸商館長に任命し、三四年四月送還した。なお『平戸オランダ商館の日記』第三輯に「一六三三年一月一七日附、平戸のピーテル・ファン・サンテンより、東インド総督宛の書簡」が附録として収録されている。

(19) 一六〇九年七月一日、ローデ・レーウ・メット・パイレン号およびフリフーン号の二隻はオランダ公マウリツィスの親書を携えて平戸に入港した。両船の商人頭は平戸侯、長崎奉行の紹介で駿府に赴き徳川家康と会見した。

彼らはオラニエ公の親書を渡し、これに対し家康から通行許可状を与えられた。この朱印状はオランダ船が日本国内のどの港でも自由に貿易を行なつてもよいことを認めたもので、以後オランダ人が対日自由貿易を主張する最大の根拠となつた。

(20) Nicolaes Coeckebacker は一六二七年東インド会社法務局書記として東印度に着任し、二八年上級商務員としてタイオワンに勤務し、三三年日蘭間の五年にわたる紛争が解決したのち、平戸商館長に任じられ、九月六日フュンロー号でタイオワンから直接着任した。着任から二六年二月三日、後任の商館長フランソワ・カロンに引継ぎを行なうまでの平戸商館長日記が完全に残っている。『平戸オランダ商館の日記』第三輯および第四輯および『オランダ商館長日記』訳文編一、二巻に収録。

『平戸オランダ商館の日記』第三輯、附録三、五三一一五四八頁参照。

(21) (22) (23) ワーペン・ファン・デルフト号は一六三三年一月一五日平戸を出航した。クーケバッケルは一六三三年一月六日江戸に到着した。皇帝および閣老への贈り物については前掲書、三四一四二頁参照。

(24) (25) ポルトガル船舶載生糸の五箇所商人による一括購入に際し決定された価格のことで、糸割符価格ともいいう。なお前掲書、五五三頁註(16)、第三輯、三一四頁参照。

前掲書、二九頁参照。

(26) (27) ピートル・ノイツは早くから商館を平戸から長崎へ移すことを主張している。オスカー・ナホッド著、富永牧太訳「十七世紀日蘭交渉史」養徳社、昭和三一年、二五九頁下段参照。

ファン・スハウテンの意見については『平戸オランダ商館の日記』第三輯、附録二(五二〇一五三〇頁)ことに五二六頁以下参照。

(28) シナ産の生糸。

(29) カピタン・モールはもともとポルトガルからインドへ、インドからアジア各地に派遣される艦隊の司令官だった。船が港に碇泊中はその地で最高の

(30) 権限を持ち、大使の役割を果たした。ロペス・サルメント・カルバリヨは一六一六年から一八年、二一一二三年までマカオの司令官。一六二九年九月入札によってマカオから日本、マニラへの貿易船隊のカピタン・モールになつた。

(31) 前掲書、第三輯、一九〇頁参照。

(32) 本報告はヘンドリック・ブラウエルほか四名によって記された一六三四年一二月二七日づけの報告の附録として、ブラウエルのみによつて書かれた報告である。

(33) 前掲書、第三輯、一一九一一二三頁参照。

(34) 前掲書、一五一一一五二頁参照。

(35) 前掲書、一七八頁参照。

(36) 前掲書、一七七、一七九頁参照。

(37) 前掲書、一八五一一九〇頁参照。

(38) 前掲書、一七四、一七五頁参照。

(39) 前掲書、一七四、一七五頁参照。

(40) 前掲書、一六三頁参照。

(41) (42) 所収の附録「舵手ヘンドリック・アレンントセン及び助手ヤン・ド・フォスの五島東部への航海の日記、自一六三四年六月二十九日至同年七月十五日」参照。

『平戸オランダ商館の日記』第三輯、一八九一一九〇頁参照。

(43) 前掲書、一九〇頁参照。

(44) 前掲書、二三三頁参照。

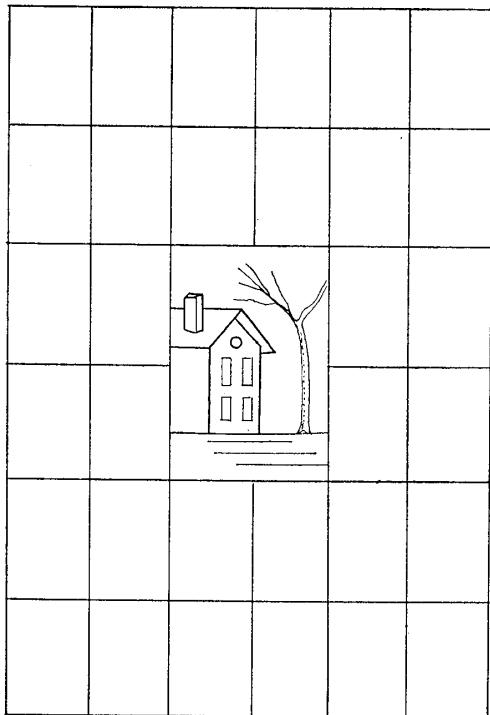


図2 日本向けの窓枠

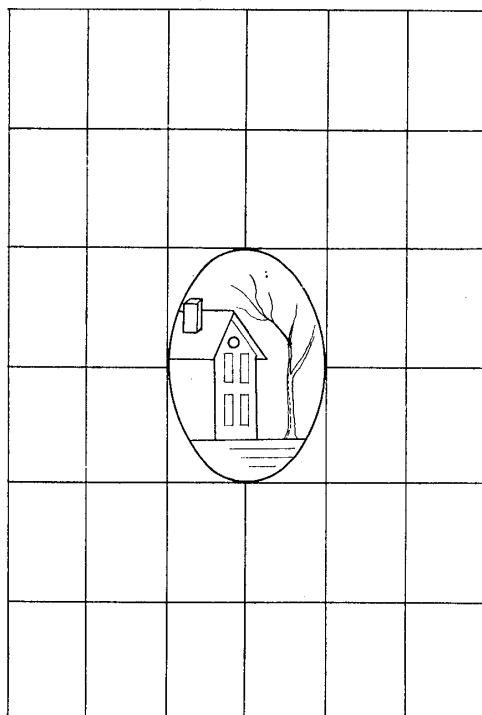


図1 オランダ風窓枠